

建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける
監理技術者（特例監理技術者）の配置要件について

1. 本工事において、特例監理技術者の配置を行う予定である場合は以下の（１）～（９）の要件を全て満たさなければならない。
 - （１） 建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （２） 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （３） 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは配置時点の日において 3 か月以上の雇用関係があることをいう。
 - （４） 同一の特例監理技術者を配置できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなすことができる。）
 - （５） 特例監理技術者が兼務できる工事は同一島内の工事でなければならない。
 - （６） 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - （７） 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （８） 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - （９） 特例監理技術者が兼務する工事は維持工事※以外の工事でなければならない。

※ 維持工事とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24 時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）等をいう。
2. 現場の安全管理体制について、平成 7 年 4 月 21 日付基発第 267 号の 2 「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 特例監理技術者の配置を行う予定である場合は、上記 1. の規定を満たすことを確認するため、工事希望申込時に、希望票兼予定監理技術者等調書の提出と併せて、別記様式－1 及び別記様式－2 に必要事項を記載及び必要書類を添付し、提出すること。

【工事希望票等受付時に提出】

別記様式－1

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項①

年 月 日

(宛先)発注者

住所
商号又は名称
代表者氏名

以下のとおり、確認しました。

工事件名	
契約番号	
☐	1) 建設業法第26条第3項ただし書*による監理技術者の職務を補佐する者(監理技術者補佐)を専任で配置すること。
☐	2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
☐	3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは配置時点の日において3か月以上の雇用関係があることをいう。
☐	4) 同一の特例監理技術者を配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までであること。
☐	5) 特例監理技術者が配置されている現に履行中の工事(又は今後配置を予定している工事)の施工場所は、本工事の発注予定表及び特記仕様書で兼務が認められている範囲内であること。

☐	6) 特例監理技術者が兼務する工事は維持工事以外でなければならないこと。 (「維持工事」とは通年維持工事等(24時間体制での応急処理や緊急巡回等が必要な工事))
☐	上記項目1)～6)を全て満たしている。
☐	配置を予定している特例監理技術者が、現に履行中の工事(又は今後配置を予定している工事)についても建設業法第26条第3項ただし書※の規程を適用できること(現に履行中の工事等の発注者が示す兼務の要件に該当すること)。
☐	契約後、適正に技術者を配置できなかったとき(監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐の別に関わらず、技術者の適正な配置をできなかったとき)は、工事請負契約書に基づき契約解除となると共に、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に基づき、競争入札参加禁止措置となる場合があること。

注: 上記すべてを確認し、レ又は■を記載すること。

※: 建設業法第26条第3項ただし書 条文抜粋

(主任技術者及び監理技術者の設置等)

第二十六条

1～2 (省略)

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。

【工事希望票等受付時に提出】

別記様式－2

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項②

年 月 日

(宛先)発注者

住所
商号又は名称
代表者氏名

配置を予定している特例監理技術者、監理技術者補佐の資格及び特例監理技術者の現在履行中の工事は下記のとおりです。

特例監理技術者 (予定)		氏名		
		技術検定種目		
希望申込み案件	工事件名			
	契約番号			
	監理技術者補佐 (予定)	氏名		
		技術検定種目		
		雇用関係の確認	☐ 健康保険被保険者証 ☐ 住民税特別徴収税額通知書 ☐ その他	
配置を予定している特例監理技術者が現在履行中の工事(又は今後配置を予定している工事)	発注者	工事主管部署		
		担当者及び連絡先		
	工事件名			
	施工場所			
	工事内容	維持工事に該当	☐ する ☐ しない	
	契約金額(税込)			
	工事期間		年 月 日 ~ 年 月 日	
	現場代理人 氏名			
	監理技術者補佐 氏名(予定)			
(備考)				

配置予定の特例監理技術者及び監理技術者補佐の要件確認のために必要な資料を添付して提出

※1 特例監理技術者の兼務する予定の工事が確認できる書類

- ① CORINSの写し

※2 監理技術者補佐の資格確認資料の写し

- ① 監理技術者資格者証 ② 一級施工管理技士等の国家資格者の合格証
- ③ 一級施工管理技士補の合格証明書 等

※3 監理技術者補佐の「雇用関係が確認できる書類」の写し

- ① 健康保険被保険者証^{注1} ② 住民税特別徴収税額通知書 等

注1:健康保険被保険者証の写しを提出する場合には、保険者番号及び被保険者等記号・番号にあらかじめマスキングを施すこと。